1.身体的拘束最小化のための指針

1.　基本的な考え方

身体的拘束は、医療上、患者の生命維持や安全のため欠くことのできない場合においてのみ、必要最小限の範囲で行われるべきものであり、その適用に慎重であらねばならない。身体的拘束が患者の生命と身体を保護する目的であるとしても、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することがあってはならない。

当院は、職員が身体的拘束最小化への意識を持ち、患者への身体的拘束は行わないことを原則とする診療・看護の提供に努めることを方針とする。

2.身体的拘束最小化のための体制

1）身体的拘束最小化チームの設置と活動

チームメンバー：医師、看護師、OT、薬剤師にて構成

・身体拘束の実施状況の把握とその状況を、月１回程度職員に周知徹底する（管理者を含む）

・身体的拘束最小化のために、現在毎週行っている認知症患者支援回診において身体拘束の現状把握と共に、必要に応じて代替案、拘束解除の検討等の支援を行う

・身体的拘束最小化のための指針の作成と定期的な見直しを実施する

※認知症患者支援回診は、昨年度までの DST サポートチームメンバーが継続して、現在も週１回程度ラウンドを実施しているチームである。

※2024 年度においては、主に看護部認知症ケア委員会及び看護部副主任会において、身体的拘束の最小化に向けた活動を推進する。

3. 身体的拘束最小化のための基本方針

下記（1）～（5）については、身体拘束マニュアル（2025 年 3 月改定）を参照

（1）　身体的拘束の定義

（2）　やむを得ず身体拘束を行う場合の適応要件等

（3）　患者本人または家族・代理人への説明と同意

（4）　身体的拘束の手順・方法

（5）　身体的拘束をしないための具体的な看護ケア

4. 身体的拘束最小化に向けた職員教育

1）認知症ケアに携わる病棟スタッフへの「認知症看護に係る適切な研修」の受講促進

2）認知症患者に関わる職員に対し、年 1 回程度、認知症と共に身体拘束についての教育の機会を提供する

作成日：2024 年 10 月 1 日

千船病院